

● 実施要領 ● 196

● 小学校

児童調査票 ● 199

学校質問紙調査票 ● 200

記録シート ● 201

● 中学校

生徒調査票 ● 202

学校質問紙調査票 ● 203

記録シート ● 204

● 教育委員会

教育委員会質問紙調査票 ● 205

● 項目別得点表・総合評価基準表 ● 206

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

平成29年4月10日
スポーツ庁次長

1. 調査の目的

- (1) 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況と関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2. 調査の名称

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 調査の対象

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下、「公立大学付属学校」という。）を含む。

ア 小学校調査

イ 小学校第5学年、特別支援学校小学校学部第5学年、義務教育学校前期課程第5学年

イ 中学校調査

イ 中学校第2学年、中等教育学校第2学年、特別支援学校中学校学部第2学年

イ 義務教育学校後期課程第2学年

ただし、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

4. 調査事項

- (1) 児童生徒に対する調査

ア 実技に関する調査（以下、「実技調査」という。測定方法は新体力テストと同様）

(ア) 小学校調査では、以下の種目を実施する。

〔8種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

(イ) 中学校調査では、以下の種目を実施する。

〔8種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ
（※持久走か20mシャトルランのどちらかを選択）

イ 質問紙調査

- (2) 学校に対する質問紙調査
運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(3) 教育委員会に対する質問紙調査
子供の体力・運動能力等の向上等に係る取組等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

(3) 教育委員会に対する質問紙調査
子供の体力・運動能力等の向上等に係る施策等に関する質問紙調査（以下「教育委員会質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

- (1) 児童生徒に対する調査

ア 実技調査実施期間

平成29年4月から7月までの期間に実施する。

イ 児童生徒質問紙調査実施期間

調査票到着から7月までの期間に実施する。

(2) 学校質問紙調査実施期間

調査票到着から7月までの期間に実施する。

- (3) 教育委員会質問紙調査実施期間

調査票到着から7月までの期間に実施する。

- (4) 調査実施に関するスケジュール

別紙1のとおりとする。

6. 調査の実施体制

(1) 調査は、スポーツ庁が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

スポーツ庁は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条（平成27年4月1日施行前は第23条）第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

- (1) 調査結果の示し方

ア 実技に関する調査の結果として、

(ア) 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等

(イ) 総合評価の段階別割合

(ウ) 都道府県教育委員会、都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く）、指定都市教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均値等の分布等が分かるグラフ

イ 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析

(エ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果のスポーツ庁による公表
スポーツ庁は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。スポーツ庁が公表する調査結果については、公表後速やかに、スポーツ庁ホームページに掲載する。

ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果

(イ) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）

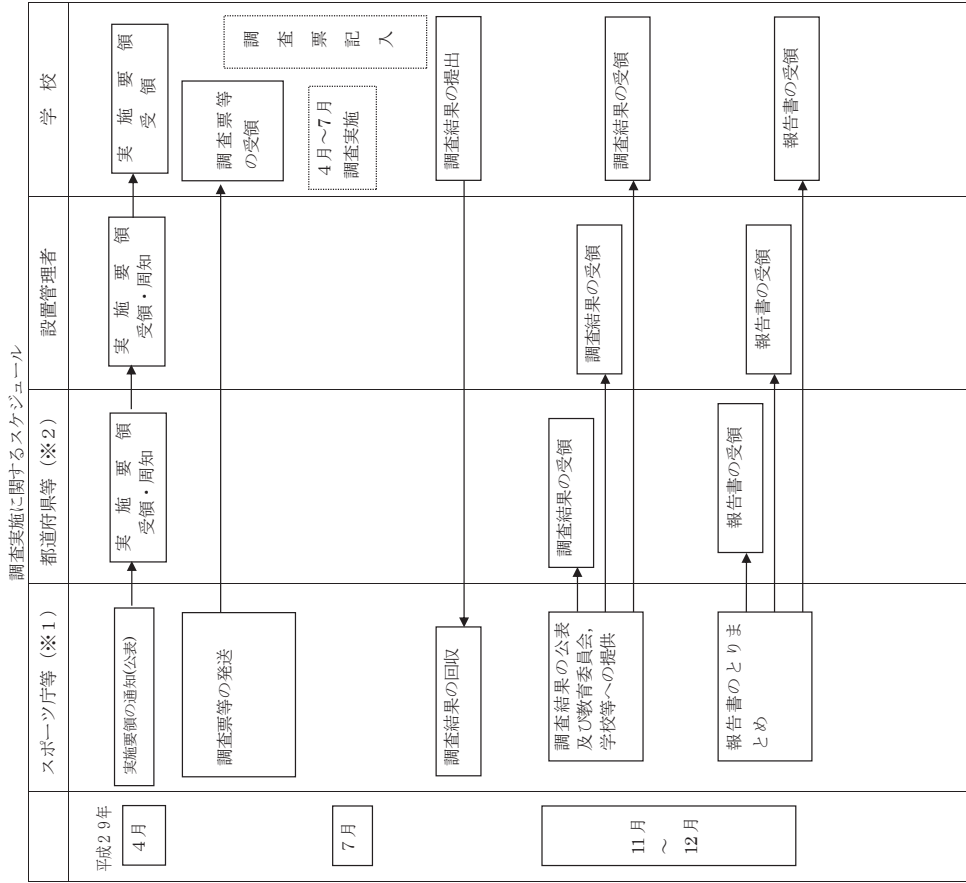
(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）

イ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

(別紙1)



※1 スポーツ庁等には、スポーツ庁が委託した民間機関を含む。
 ※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者指名者を含む、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し適切に実施体制を整備すること。

ウ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

カ 各教育委員会、学校等には、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

キ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを利用して子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力の向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護
 ア スポーツ庁及びスポーツ庁が委託した民間機関は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け
 ア 実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いはほか、体育、保健体育の授業時教の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意
 ア 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろんで、当日の身体の異常(発熱、倦怠感)を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を取捨するなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。

イ 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しよう一知って防ごう熱中症一(独立法人日本スポーツ振興センター)」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。

ウ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。

エ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。